

公認会計士業界の問題点及び対応策

1 合格者等の未就職問題

(1) 問題点

「試験合格しても公認会計士となるための資格を取得できない者（待機合格者）の発生」

「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書（平成22年7月）

平成15年の公認会計士法改正において、公認会計士が監査業界のみならず、企業の財務・経理部門など幅広い分野で活躍することが期待されているとの考え方にに基づき、社会人を含めた多様な人材が公認会計士を目指し易くすることを企図して試験制度等を見直した。

もっとも、その後の状況に鑑みると、法改正時の想定とは異なり、現状においては試験合格者の企業等への就職が難航しており、社会人の受験者・合格者は十分に増加していない。また、経営環境の悪化を主因とする監査業界の採用人数の減少等も見受けられる。

このような影響から、試験に合格しても公認会計士資格を取得することができない者が多数に上るといった事態が生じている。また、世界に目を向ければ、海外のアカウンティングファームは多様な非監査サービスの充実に向けて、経営資源の戦略的投入と人材育成を進めている。さらに、監査・会計をめぐる国際的な基準の協調・統合作業も進展している。他方、企業においても海外事業の拡大等に伴い、企業内の会計実務も急速に国際化・高度化している。このようなグローバル化等の環境変化に対応するため、我が国の成長と国際競争力強化を支える存在として、国内外で幅広く活躍できる監査・会計分野の専門家を育成することが急務である。

こうした中、公認会計士試験・資格制度等の改善を企図して、昨年12月に、内閣府副大臣（金融担当）を座長、内閣府大臣政務官（金融担当）を座長代理として「公認会計士制度に関する懇談会」を設置し、これまで9回にわたる会合を開催して、所要の検討を行ってきた。

本報告書は、その検討結果の中間的な報告として、当該懇談会として合意に至った事項等を取りまとめたものであり、より詳細な内容や残された論点等については、引き続き検討を進める予定である。

公認会計士については、量的な拡大とともに質的な向上も求められている監査証明業務に加え、拡大・多様化する非監査業務、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会で重要な役割を期待されているとの考え方にに基づき、社会人を含めた多様な人材にとって受験しやすい試験となるよう、平成15年に制度改正を行いました。

しかし、現状においては、論文式試験合格者の半数以上は、無職で受験勉強に専念した者（「受験浪人」、以下同じ）であり、結果的に、合格者の平均年齢は26～27歳と高くなっています。社

会人の合格者は十分に増加しておらず、合格者の経済界等への就職が進んでいません。また、経営環境の悪化から監査業界の採用数も大きく減少しています。これらにより、「論文式試験に合格しても公認会計士になるために必要な実務経験⁶を満たすことができず、公認会計士の資格を取得することができない者」（「待機合格者」、以下同じ）が多数生じています。

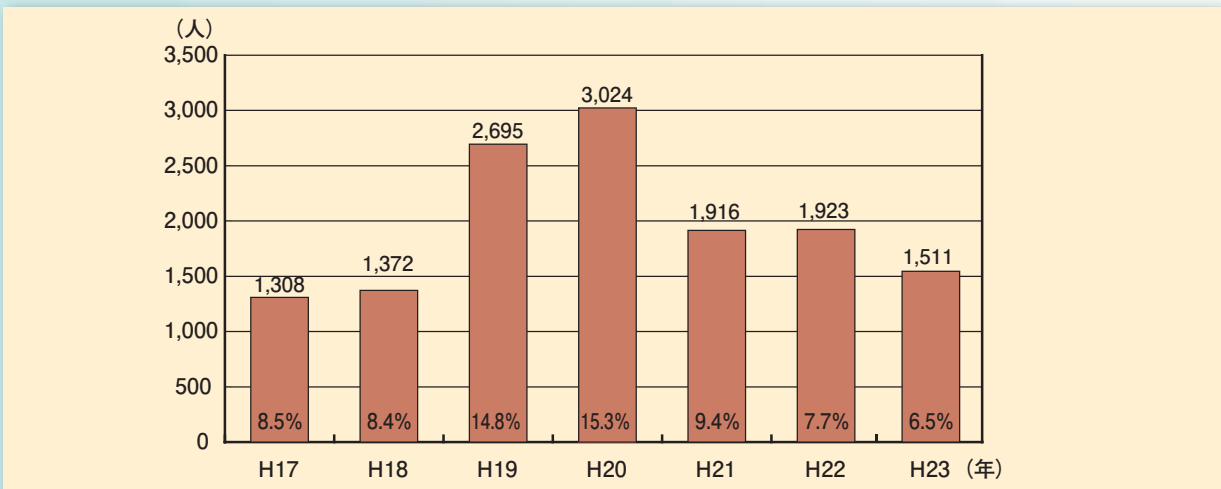
平成22年論文式試験合格者のサンプル調査（約1,500人；平均年齢26歳）によれば、以下のような問題点が把握されています。

- 在学中の者は約3割（平均年齢22歳）、社会人（同32歳）は約0.6割。一方、就業せずに受験勉強に専念した者が約4割（同25歳）、退職して受験勉強に専念した者が約2.4割（同30歳）と、無職で高い年齢まで努力した者がかなりの割合を占めていること。
 - 合格者の就職内定率は約6割にとどまっているが、在学中の者が約7割であるのに対し、就業せずに受験勉強した者は約5割程度と低く、全体としてみても年齢が高いほど内定率は低いこと。
 - 就職活動先も内定先も監査業界が殆どであり、経済界等への就職は進んでいないこと。
 - 合格者が監査業界への就職を強く希望する主要な理由としては、資格取得に必要な1～3年の座学研修である実務補習について、経済界等に就職すると履修がしにくいこと。また、経済界等に就職しても資格取得に必要な会計関連の実務経験が得られる職種に就けるかどうか分からないという心配が挙げられていること。
- こうした結果、以下のような問題が生じています。

- ① 合格者という有為な人材が活用されないという意味での社会的損失が生じているのではないか。
- ② 経済社会の幅広い分野で活躍する監査と会計の専門家を確保していくという制度の狙いを実現できていないのではないか。
- ③ 試験・資格制度の魅力が低下するのではないか。

(2) 検討

(参考) 近年の論文式試験合格者数及び合格率の推移



※平成17年は、旧試験における第2次試験合格者数。合格率は、第2次試験合格者数／第2次試験願書提出者数。
 ※平成18年以降は、現行試験における論文式試験合格者数（旧第2次試験合格者等を除く）。合格率は、論文式試験合格者数／願書提出者数（ともに旧第2次試験合格者等を除く）。

6 公認会計士となるための資格を取得するためには、短答式と論文式の試験合格に加え、監査又は会計に関する実務経験を満たすこと等の要件が必要とされています（第5章の試験制度参照）。

待機合格者ができるだけ出ないようにするためには、合格者数が適正な規模となることが重要です。このため、新たな制度の下での合格者数については、合格者の意識や活動領域の拡大の状況、監査業界・経済界等の今後の採用動向や採用慣行等を踏まえ、新制度の趣旨を踏まえた適切な運用の観点から検討することが必要になります。

他方、上記のサンプル調査によれば、平成21年の1,916人の合格者についての就職内定率は約7割、平成22年の1,923人の合格者についての就職内定率は約6割であり、多数の待機合格者が発生していると考えられます。

下記のような点も踏まえると、待機合格者をできるだけ出さないようにするためには、合格者数の見直しだけでは必ずしも十分でなく、何らかの制度的対応が不可欠と考えられます。

- ① 中長期的に監査・会計の専門家を育成する必要性を考えると、国家試験としてある程度安定的に制度を運用する必要があること。
- ② 合格者が就職先として強く希望している監査業界の求人数は、ここ数年の間でも大きく変動しており、監査業界を巡る環境変化を踏まえると、数年先の求人ニーズを予測することは困難であること。
- ③ 合格者数を減らすだけでは、合格者に占める受験浪人の割合が増加し、合格者の高齢化といった傾向がさらに助長されるおそれがあり、こうした傾向が公認会計士の質や監査業界の競争力に資するか疑問であること。

監査業界は論文式試験合格者の採用を重視しているため、監査業界への就職を希望する者は論文式試験合格のために受験浪人をする人が多くなる傾向にあります。

このため、短答式合格から実務経験を満たすまでの時間的・年齢的パスは、「短答式合格（平均年齢25歳）⇒論文式合格（同26歳）⇒就職活動（実務経験）」が中心となっています。

一方、監査業界の採用人数は年によって大きく変動することがあるとともに、監査業界であれ経済界等であれ、我が国の採用慣行では依然として年齢が重要な要素となっている面は否めません。結果として、受験浪人をした高齢の合格者が待機合格者になる人が多くなっているのが実情です。

また、実務経験は、国際的にも公認会計士となるために不可欠な要件であり、我が国においても法定されています。待機合格者を抑制し、公認会計士の資格を取得できる者を増やすためには、適切なタイミングで監査業界や経済界等に就職し、実務経験を満たすことが必要です。就職は個人の意志によるところが大きく、待機合格者をゼロにすることはできませんが、上記(1)の問題を踏まえ、これから試験を受ける人たちの立場になって、待機合格者ができるだけ出ないような制度とすることが望ましいと考えられます。

なお、米英独仏等では、試験を受験していない学生が大学卒業後すぐに監査業界等に就職し、働きながらの受験勉強や実務経験を経て、公認会計士としての資格を取得することが一般的です。本来、公認会計士の資格を有する者は、高い実務能力と倫理観が必要です。実務経験を積みながら、監査・会計等の必要分野を勉強する場合、実務経験なしにテキスト等の教材から学ぶ場合に比べて、理論や知識の暗記にとどまらず、より実践的な専門知識を習得できるとともに、職業倫理の重要性についてもより実感をもって会得できるとの指摘があります。

これらの点で、米英独仏等での仕組みは、実務能力と倫理観の高い専門人材の育成の観点から有意義であると考えられます。また、就職後に受験する仕組みは、合格できない場合の転職や配置替え等を前提としているものの、合格した場合には実務経験が満たされていることから、待機合格者は生じにくい事になります。

雇用法制や監査法人における人事制度が我が国と海外では異なること、我が国では比較的時間に余裕のある学生時代に専門知識を集中して勉強する実態にあること等を勘案すると、直ちに海外の仕組みに移行することは難しいですが、働きながら勉強する意義も十分に踏まえながら、制度の検討を行うことが望ましいと考えられます。

以上を踏まえ、待機合格者をできるだけ出さないようにするため、以下の方向で、制度のあり方が検討されています。

- ① 就職活動に支障が出ないように、できるだけ早い時期での合格を促すとともに、早い時期に合格できない場合には、受験浪人を続けずに、まずは就職し、所要の実務経験を先に得るよう促す仕組みを備えた制度とすること。
- ② 監査業界や経済界等で働きながら、受験や合格後の実務補習の受講ができるよう、資格取得がしやすい制度とすること。

上記②のような働きながら資格取得がしやすい制度とすることにより、結果として、経済界等で働く30代、40代も含めた社会人の資格取得が進むことが期待されます。経済界等で活躍する合格者が増えることは、多様で実践的なバックグラウンドを持つ公認会計士を育成することにもなります。

(3) 対応策

(a) 制度改正による対応

上記(2)の①②を踏まえ、金融庁は「公認会計士制度に関する懇談会」を実施し、各界の有識者を交えて公認会計士試験・資格制度の見直しについて検討しています。

- ① 短答式試験の合格・論文式試験の科目合格の有効期間の見直し
 - ・短答式試験の合格及び論文式試験の科目合格の有効期間について、(現行制度では短答式試験の合格又は論文式試験の科目合格からそれぞれ2年間となっているものを、)短答式試験の合格から1年間に短縮する。
 - ・一定の実務(例えば、資本金1億円以上の企業等における公認会計士等として必要な知識・技能の習得に資する実務)に従事している者については、上記有効期間を5年間延長する(有効期間は計6年間)。
- ② 上場企業等に対して、公認会計士・その他の会計専門家の活用等の促進及びその状況の開示に関する規定を創設する。

(b) 経済界全体による対応

金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会は、平成21年4月以降、意見交換を行い、同年7月31日に「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域拡大に関する意見交換会中間取りまとめ」及び当面のアクションプランを公表しました。この中間取りまとめにおいて、今後の取り組みとして金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会は、合格者の経済界での一層の活躍を推進すべく、以下のアイ等を行うこととしています。

ア 経済界における以下の点の周知活動

- ・ 企業内会計専門家の拡充の必要性の認識
- ・ 会計専門家の人材プールとしての合格者の存在の認知
- ・ 大学卒業済みの合格者の採用の可能性についての検討
- ・ 合格者に対する求人情報の提供

イ 合格者が経済界で活躍しやすくなるような環境整備

- ・ 合格者と企業等をマッチングさせる制度の整備・強化
- ・ 経済界向けの就職説明会の開催
- ・ 経済界で活躍する合格者や公認会計士のネットワーク化の促進と活躍事例集の作成
- ・ 実務従事の要件の明確化、見直しの検討

(c) 合格者による対応

経済界における会計専門家に対するニーズは、今後も増していくことが予想され、また、上記(b)のとおり経済界全体においても、合格者の経済界での一層の活躍を推進すべく、周知活動に積極的に取り組むこととしています。

しかし、合格者や公認会計士の活動領域が経済社会に広く拡大していくためには、こうした取り組みに加えて、合格者においても、監査業界以外の分野にも目を向け、経済界等の新しい分野にも、チャレンジしていくことが望まれます。

試験合格者に対して、金融庁で実施したアンケートの結果では、監査業界に内定した者の割合は、平成21年の就職希望者の約65%（21年12月時点）、平成22年の就職希望者の約50%（22年12月時点）です。一方、近年は経済界でも会計専門家の育成・確保に熱心な企業も増えており、上記アンケートの結果では、内定先決定者のうち、一般企業等、監査法人以外に内定した者は、21年の合格者が19人（内定先決定者全体に占める割合は2.3%）であったのに対し、22年の合格者が77人（同10.3%）となっています。できるだけ早い時期から受験勉強を開始するとともに、受験中の段階で、監査業界のみならず経済界も含めた幅広い選択肢の中から状況に応じて柔軟にキャリアパスを考え、早めに進路決定を行うことが必要です。

また、経済界に就職し、実務経験（実務従事）を積むことで、公認会計士資格を取得できるように、制度の弾力的な運用が図られてきています。この実務従事の制度を極力活用し、経済界で、経理、予算管理、原価管理、内部監査、企業財務分析や与信管理等といった、会計関連実務の現場経験を持った公認会計士が誕生することは、本人のみならず、所属する企業、監査業界や経済界、ひいては、我が国の金融資本市場にとって有意義であると考えられます。

2 業務補助等について

平成18年度に始まった公認会計士の新しい試験制度は、監査業界のみならず経済社会の幅広い分野で活躍する人材を輩出することが目的の一つでした。これを受け、合格者数も、平成17年における1,300名程度から2,000名の規模へと増加しました。

ところが、合格者数が2,000名規模に増加したことに対して、2011年現在においても、公認会計士資格取得に必要とされる「実務経験」の要件を満たすことのできる会計事務所や企業等が少ないため、結果として公認会計士となることのできるような職を得られない合格者が多数に上っています。

業務補助等の種類

- ① 業務補助……監査業務について、公認会計士・監査法人を補助すること。
- ② 実務従事……財務に関する監査、分析その他の実務に従事すること。

(1) 現行の条件等

下記の業務を通算して2年以上行ったことについて、公認会計士試験合格者が個別に申請を行い、金融庁において審査を実施します。

	年号	参照
業務補助	会計事務所又は監査法人の従事者	1年に2以上の法人の財務書類の監査又は証明（金融商品取引法、会社法監査の場合は1以上の法人で可）
実務従事	国又は地方公共団体の職員	国又は地方公共団体若しくは資本金5億円以上の法人の会計に関して ・検査若しくは監査の事務 ・国税に関する調査若しくは検査の事務
	銀行、保険会社、無尽会社等の社員	・貸付け ・債務の保証 ・その他の上記に準ずる資金の運用
	一般法人（資本金5億円以上）の社員	原価計算その他の財務分析に関する事務

(参考) 業務補助と実務従事の割合

	業務補助人数	実務従事人数	合計	実務従事割合
旧試験時代	10,528人	408人	10,936人	3.73%
平成19年度	1,116人	67人	1,183人	5.67%
平成20年度	1,259人	47人	1,306人	3.59%
合計	12,903人	522人	13,425人	3.88%

実務従事に該当する業務一覧（具体例）

法令で定められた民間法人の業務
<ul style="list-style-type: none"> ●資本金額5億円以上の法人、開示会社又はこれらの連結子会社（海外の子会社を含む。）における、原価計算その他の財務分析に関する事務（一般企業（業種は問いません。）や学校法人・公益法人等の財務部門・経理部門等で財務分析等の仕事に従事（単純な経理事務や記帳業務等は不可） ●銀行や保険会社等における、貸付け、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務
実例
<p>1. 資本金額5億円以上の法人、開示会社又はこれらの連結子会社（海外の子会社を含む。）での実務従事の例</p> <p>(1) 決算に関する業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○決算書類作成業務や海外子会社の財務諸表の分析に関する業務を担当した。 ○有価証券・デリバティブ等金融商品に関する経理・決算業務やこれら金融商品に関するリスク管理に関する業務を担当した。 ○月次・四半期決算の財務書類の作成や決算業績予想数値の算定に関する業務を担当した。 <p>(2) 予算実績の管理に関する業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資金計画の企画・立案や経費予算の策定・実績管理に関する業務を担当した。 ○自社損益管理制度の企画・立案や損益管理資料の分析に関する業務を担当した。 ○海外支店や海外関連会社の業績把握（実績や予算管理）に関する業務を担当した。 ○経営戦略の一環として行う新規事業の立ち上げにおける事業計画・収支計画の策定や子会社の財務分析・資金繰りに関する業務を担当した。 ○子会社・関連会社の経営状態の把握、融資条件の検討や融資額の決定、本社の資金需給の把握や本社の事業計画（財務書類・資金運用表等）の策定・実績との差異分析に関する業務を担当した。 <p>(3) 工場の経理に関する業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自社工場において、製品の原価管理を含む、当該工場の経理に関する業務を担当した。 ○自社工場において、工場製品に係る原価企画・原価管理や予算実績管理に関する業務を担当した。 <p>(4) 他社（資本金額5億円以上の法人、開示会社又はこれらの連結子会社（海外の子会社を含む。））の財務分析に関する業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○証券アナリストとして、他社の財務分析や企業評価に関する業務を担当した。 ○企業財務戦略や退職金・年金に係る財務・資産運用戦略の提案活動に関する業務、国内外の金融機関・年金基金等における財務戦略に係る調査や分析に関する業務を担当した。 ○経営コンサルティングを目的として、他社の財務分析に関する業務を担当した。 ○会社戦略の意思決定を行う会議（事業戦略会議、本部長会議等）への資料の提出を目的として同業他社や自社事業部の財務分析に関する業務を担当した。 <p>(5) 株式公開準備に関する業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式公開のための各種申請書類作成、予算作成、財政状態・リスク情報分析や原価計算に関する業務を担当した。 ○株式公開のための各種申請書類作成や決算短信等作成に関する業務を担当した。 <p>(6) 内部監査・内部統制に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監査部門において、財務書類作成、資産査定、償却・引当などに係る内部監査に関する業務を担当した。 ○監査部門において、財務報告に係る内部統制の評価範囲の決定、全社的な内部統制の評価・改善、業務プロセスの評価・改善に関する業務を担当した。 ○コンサルタント会社において、財務書類の適正性を確保するための内部統制が適切か否かを調査する部門で、他社（資本金額5億円以上の法人、開示会社又はこれらの連結子会社（海外の子会社を含む。））に対して、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を目的とする内部統制評価支援に関する業務（内部統制上の問題点を改善する業務）を担当した。 <p>2. 「資本金額5億円以上の法人、開示会社又はこれらの連結子会社（海外の子会社を含む。）」以外の企業での実務従事の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コンサルタント会社において、顧客から依頼のあった評価対象企業（資本金額5億円以上の法人、開示会社又はこれらの連結子会社（海外の子会社を含む。））に関する株主資本価値評価等を目的とする財務分析に関する業務を担当した。 ○経理業務の委託を受けている会社に勤務し、他社（資本金額5億円以上の法人、開示会社又はこれらの連結子会社（海外の子会社を含む。））の財務諸表等の作成や財務分析に関する業務を担当した。 <p>3. 銀行や保険会社等における、貸付け、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○銀行において、法人融資の業務を担当した。 ○保険会社において、株式での資産運用のために各企業の財務内容調査の業務を担当した。 ○保険会社において、投融資審査、社内格付付与、業界レポート作成の業務を担当した。

法令で定められた民間法人の業務

- 国又は地方公共団体の機関における、国若しくは地方公共団体の機関又は資本金額5億円以上の法人、開示会社又はこれらの連結子会社（海外の子会社を含む。）の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務
- 国又は地方公共団体の機関における、原価計算その他の財務分析に関する事務

実態として法令に合致しているとして認められた事例

- 国税局において、税務調査の業務を担当した。
- 県庁において、市町村の財務監査や地方交付税に関する検査の業務を担当した。
- 市役所において、地方公営企業に係る決算書類作成業務や財務諸表の分析に関する業務を担当した。

(注) なお、「実務従事」の審査においては、「実務従事」として認められる業務に該当するかどうか、所属部署、職種などによって一律・形式的に判断するのではなく、当該業務において、継続的に法令で定められた事務（財務分析に関する事務等）を行っていたかどうか個別に判断することとなりますので、ご質問等がありましたら金融庁までご連絡願います。

(2) 問題点及び対応策

(a) 問題点

公認会計士試験合格者に対するアンケート調査（金融庁実施）において、就職活動を行ったと回答した1,534名のうち、1,458名（95%）がその対象を監査業界にしていました。そして、監査業界への就職を希望すると回答した1,477名のうち、企業や官公庁等を希望しない理由として（複数回答可）、990名（67%）が「企業等では実務従事要件を満たしにくい」ことを挙げています。

すなわち、資格のコンセプトを変えたにもかかわらず、実務教育の環境をそれに合わせなかったために、結果として、公認会計士試験に合格しながら、就職できず、資格取得に至れない人材が増えています。

(b) 検討の方向

就職活動の現場をみると、「資本金5億円以上」の要件が、企業への就職を妨げている一番大きな要因となっていると考えられます。株式会社は資本金1円での設立が認められるようになるなど、資本金の多寡と企業の実態の間には、強い相関がなくなっています。

現在、資本金1億円以上の法人に対しては、原則として、税務署ではなく国税局によって法人税の申告内容の調査、消費税の申告内容の調査が行われているため、企業の経営成果の集大成である決算財務諸表が税務申告書と適切に連係しているかをチェックする会計専門家が必要になっています。また、上場企業の場合、金融商品取引法の対象となっていますが、例えば東証マザーズ上場基準をみると、「時価総額（上場時見込み）が10億円以上」と定められており、上場直前まで資本金を5億円未満にとどめておく企業が少なくありません。こうした実態からは、資本金5億円未満の上場予備軍においてこそ、会計専門家が必要とされており、活躍できる余地が大きいと言えます。

よって、「資本金5億円以上」の要件については、「資本金1億円以上の法人、または、金融商品取引法の対象法人（金融商品取引法の対象となるために監査報告書の発行等の具体的な作業を行っている法人を含む）において」とすることが適切であると考えられます。

そこで、弊社（株式会社東京リーガルマインド）は「公認会計士制度に関する懇談会」に対して、未就職問題の解決の一環として「実務従事の要件について」の意見書を提出しています。

(参考資料) 公認会計士制度に関する懇談会への提出資料

「第2回 公認会計士制度に関する懇談会」
—未就職者問題の解決に向けて—

平成22年1月20日
株式会社東京リーガルマインド
反町 勝夫

【実務従事の要件について】
公認会計士の中核的業務である監査と類似した業務に限定せず、合格者等の活動領域拡大の趣旨を踏まえ、会社規模の緩和、対象業務の拡大を検討していただきたい。

- ◆ 現在の実務従事は、資本金5億円以上の会社において、一定の業務等を行うことを要件としている。これは、公認会計士が監査人としての職務を行うことを目的とすることを前提とし、監査法人に勤務する場合と同等の要件とするために、「資本金5億円以上の会社で、かつ一定の業務等を行うこと」を要件としている。
- ◆ しかしながら、多くの公認会計士試験の合格者が輩出しており、その全員が監査法人に勤務することができないのが現状である。つまり、以前の合格者数であれば監査法人に勤務することができようが、それを越えた多くの合格者が輩出しているのであるから、被監査会社に類する大会社（資本金5億円以上）ではない会社への実務従事を許容すべきものと考えられる。
- ◆ ひるがえって、一昨年の大不況に始まり、現在の日本経済および民主党政権においては、中小企業の助成や地域経済の活性化を目標としており、また失業者・雇用者への援助を拡大しているところである。このような経済不況の状況と政策の動向に鑑みれば、中小企業への実務従事を充実すべきことが、社会的責任と考え、このような見地から、実務従事を許容すべき会社の規模は中小企業基本法を参考にすること、および法人税法の交際費の特例が適用できなくなる会社を参考にすることが一応の目安となる。
- ◆ すなわち、中小企業基本法は、わが国において大企業に比して、国が助成ないし将来の日本経済の成長を鑑みて、特別な制度設計をしている。このような中小企業としての特典を受ける企業を中小企業と定義している。逆に言えば、この中小企業の定義に当てはまらない企業を実務従事の対象企業として位置づけることが考えられる。同法2条においては、製造業等では3億円超、卸売業においては1億円超すなわち、小売業・サービス業においては5,000万円超の資本金の会社を中小企業ではないと定めている。また、法人税法は1億円超の資本金の会社に対して、すべての交際費について法人課税を適用している。
- ◆ このような法制度に鑑み、「資本金1億円超の会社を対象として、財務・会計・経理を中心とした業務に従事すること」を要件とすべきであろう。これによって、公認会計士試験合格者の実務従事への機会は一気に拡大すると思われる。

(c) 今後の対応策

公認会計士試験合格者が資格をとりやすい環境を整備するため、政府、内閣府令が改正され、平成24年4月より実施されております。

実務経験の対象の拡充と正職員以外の雇用形態での実務経験が排除されないことが明確化されました。

(参考) 公認会計士試験合格者に係る実務経験の範囲の見直し

① 公認会計士試験合格者が資格を取得しやすい環境を整備するため、政令・内閣府令の改正を検討（平成24年4月に実施）

(注) 現行、監査業務の補助だけでなく、一般の法人等において2年間の実務経験を踏む場合も、資格取得が可能

1. 実務経験の対象の拡充

現行は、資本金5億円以上の法人において実務経験を踏む必要	➡	資本金5億円未満の開示会社や、開示会社の連結子会社（海外子会社を含む）も対象に
現行は、国・地方公共団体における実務経験の場合、検査・監査事務を行う必要	➡	国・地方公共団体において財務分析に関する事務を行う場合も対象に

2. 正職員以外の雇用形態での実務経験が排除されないことの明確化

3 監査法人の業務範囲等

(1) グローバル化等の環境変化に対応

企業の海外事業拡大に伴い、監査証明業務においても、国境を越えた分業・統合作業が必要となり、結果的に、各国の監査法人がグローバルに提携する「グローバルネットワーク」が構築されています。近年では、「グローバルネットワーク」内での統一的・均質的な監査を実現するため、ITを用いた監査手法の統一化が現実となっています。また、参加するアカウンティングファームや監査法人の経営面での結びつきが強まっており、このような「グローバルネットワーク」の中で、各アカウンティングファームや監査法人の経営状況に対する関心も高まりつつあります。

海外のアカウンティングファームでは、同時提供の禁止規定⁷等を遵守しつつ、監査証明のみならず、多様な非監査サービスの充実に向けて、経営資源の戦略的投入と人材育成を進めているところであり、非監査サービスは監査証明と並ぶ大きな事業の柱となっています。海外のこのような動きは、監査法人の経営の安定とサービスの質の維持に寄与するとともに、クライアント企業の競争力や成長力にも貢献しているとの意見があります。

企業のグローバル化や事業領域の多角化は、企業内の会計業務についても国際的分業や多様化をもたらし、会計基準等の進展もあいまって、企業内実務は急速に高度化、複雑化しています。このような環境変化や監査・会計をめぐるルールについての国際的な協調・統合作業の進展を踏まえ、国内外で幅広く活躍できる監査・会計分野の専門家を育成できるよう、以下(a)(b)の観点から、制度のあり方について再検討することが必要になっています。

(a) 監査の質の確保への懸念

近年、会計基準、監査基準の国際化に伴い、その内容も複雑・高度化する方向にあり、監査証明業務に従事しようとする者が習得すべき事項は急増しています。また、海外製のITツール等を活用した大規模な組織的監査も主流となっており、監査現場での補助経験の実態も大きく変化してきています。

その中で虚偽証明と懸念される事案が頻発しており、公正で透明な金融資本市場の確保を図る観点から、公認会計士の質について心配する声があります。

監査証明業務の資格とは、監査証明の品質について責任を負う者として監査証明書類に署名できる者（通常は監査法人の社員）の資格であって、監査チームの多くを構成する実務者や補助者となるための資格ではありません。また、二名以上の個人の公認会計士がいれば、監査法人でなくとも上場企業等の監査ができるという点で、極めて重要な役割を担っています。

監査証明の責任を担う公認会計士については、これらの点も考慮して、その質を一層向上させることが必要です。

(b) 多様な非監査サービス支える人材の育成

現在の試験制度は、会計・監査分野での深い専門知識を身に付けた人材が育成されている点

⁷ 同時提供の禁止とは、監査の独立性や品質を確保するため、監査対象企業に対する監査証明業務と非監査分野のサービスの同時提供を禁止するものであり、これは我が国の公認会計士法をはじめ、主要国の法制度で導入されています。

で有意義ですが、一方、監査に必要な洞察力や常識、非監査サービス業務に必要なビジネスセンス等を養うための幅広い基礎知識や教養を必ずしも身につけられていないとの指摘もあります。また、公認会計士となった者が、非監査サービス業務も経験することは、実践的な監査能力の向上の観点からも有意義との意見もあります。

これに関連して、我が国の監査法人は、事実上、監査業務に特化しており、諸外国のアカウントティングファームと比べると、業務が狭い範囲に留まっています。また、この点も相まって、非監査サービス業務において、合格者を含めた会計分野の素養のある人材の積極的な採用や戦略的な人材育成が十分に行えていないとの意見があります。この結果、幅広い社会ニーズに対応できる会計分野の専門家の育成、企業の競争力強化のためのサポーターインダストリーといった役割を果たし切れていないとの指摘もあります。

試験・資格制度を検討するに当たっては、こうした指摘も踏まえ、監査・会計分野の専門家が果たすべき社会的役割をしっかりと見すえ、育成すべき人材像についても視野に入れて、国際競争力強化の観点からも検討していく必要があります。同時に、監査法人のあり方についても、業務の範囲や人材育成も含め、グローバル競争の中での経済成長や金融資本市場の競争力強化の観点からも検討していくことが必要になります。

(2) 監査報酬

監査業務の質と関連して、監査報酬の問題が挙げられます。一般的に、監査報酬の多寡は財務報告の質を確保するための必須条件であると解されており、相対的な監査報酬の低下は、財務報告の質を低下させることに結び付く可能性が高いとされています。

以下で、日本と米国の監査報酬を比較します。

監査証明業務報酬の日米比較（2010年度及び2011年度版監査人監査報酬白書）

項目	アメリカ			日本（非SEC登録企業等）		
	2007年	2008年	2009年	2007年	2008年	2009年
会社数（社）	4,906	5,060	4,892	3,898	3,805	3,643
合計額(百万円)	841,164	863,201	804,970	111,099	181,961	190,607
平均額(百万円)	171	170	165	28	48	52
最大(百万円)	9,770	10,780	16,210	909	1,237	1,978
中央値(百万円)	64	61	60	20	30	32
最小(百万円)	0.20	0.15	0.02	2.00	0.02	6.00

(注) 米国における監査報酬額は、比較の便宜上1ドル100円で換算しています。

上記の比較より、いかに日本の監査報酬額が米国に比べて低いかが読み取れます。米国では例え不況下であったとしても、マスメディアでさえ投資者保護の観点から監査報酬の低下に警告を発するのに対して、我が国では不況下で監査報酬が下がるのはあたかも当然のような風潮があります。

このような相違は、投資者保護に対して財務諸表監査が果たす役割が、社会に十分浸透していないことを示唆するのかもしれませんが、証券市場での資金調達や証券投資を前提に成立する資本主義経済社会において、専門家ではなく社会一般やマスメディアといったいわゆる通常の人たちが、監査報酬の減少を通じた財務報告の質の低下にもっと関心を寄せるようになればなりません。

4 資格の相互承認（TPP問題）について考える

2011年11月、野田総理大臣はTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への「交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と表明している。とりわけ農業分野へのマイナスの影響が懸念されているが、TPPへの参加の問題は公認会計士業界にとっての当事者問題でもある。

公認会計士業界にとってのTPP問題とは、いうまでもなく、資格の相互承認問題である。資格の相互承認により日本の公認会計士による海外でのサービス提供が活発化する可能性がある反面、日本の市場に外国人が参入し競争が激化するおそれもある。

資格の相互承認に対する日本公認会計士協会の総括的な意見・懸念として「公認会計士の資格の相互承認にあたっては、「日本の公認会計士制度および資本市場にさまざまな影響があるため、その得失を十分考慮した上で、慎重に検討されたい。」と述べている。また、日本の公認会計士協会が地域会会務報告資料として作成した中に「資格の相互承認（TPP問題）について」として、メリットとデメリットを整理している。

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の公認会計士が諸外国の資格を相互承認によって取得することが可能になる。－日本企業の海外展開、現地子会社へのサービス提供の活発化 ・相互承認によって現地の資格を取得することにより、日本の公認会計士が駐在先等の国で、現地法人の社員になったり、監査報告書に署名できるようになる。－活躍の場がさらに広がる ・日本の若手公認会計士がグローバル・ビジネスを展開できる機会が増える。－将来的展望、日本の公認会計士の魅力が増す ・日本の会計事務所における外国業務の拡大の可能性
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の監査・会計・税務市場への外国人の流入による競争激化 ・日本人USCPAのバイパス問題の発生の可能性 ・日本で十分な経験を積んでいない、又は日本の監査・会計・税務に十分精通していない専門家による誤った業務等の発生の可能性－資本市場及び経済社会全体への影響